

美浦村スズメバチ駆除費補助金交付要綱

平成27年3月3日
告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣の早期発見及び早期駆除を促進し、もって村民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する「美浦村スズメバチ駆除費補助金」の交付について、美浦村補助金等交付規則（平成2年美浦村規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

- (1) スズメバチが営巣している村内の土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人で、美浦村内に事業所を置く駆除業者に委託してスズメバチの巣を駆除したもの。
- (2) 申請日において美浦村税条例（昭和44年条例第12号）に規定する村税等を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、スズメバチの巣の駆除処理1件につき、当該駆除処理に要した費用の2分の1の額（当該補助金の額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スズメバチの巣の駆除処理が終了した日から起算して30日以内に、美浦村スズメバチ駆除費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) スズメバチの巣の駆除処理に要した費用の領収書の写し
- (2) スズメバチの巣の駆除前及び駆除後の現場が確認できる写真
- (3) 村税等納付（納入）状況確認承諾書
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1年度において申請者1人につき1件とする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の交付申請について審査し、補助金の交付を決定したときは、美浦村スズメバチ駆除費補助金交付決定及び額の確定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条の決定及び額の確定を行ったときは、申請者に対して速やかに補助金を交付しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項に規定する実績報告の提出は、スズメバチの巣の駆除処理を実施したことを証する書類の提出をもってこれに代えるものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、村長が必要と認めるときは、状況調査を行い、又は申請者に対して必要事項について報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第9条 村長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。